

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年7月3日提出

宇治市長 山 本 正



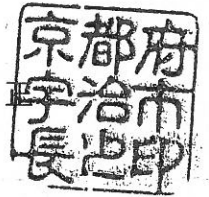
専 決 処 分 書

専決第4号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月24日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 125,028円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

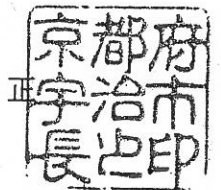
専 決 処 分 書

専決第5号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月17日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、学校事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 1,690,712円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月23日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、簡易テント横転による車両破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 94,882円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]